

10月開設

# 子育て世代 包括支援センター



妊産婦、乳幼児から18歳までの子どもと保護者の方を対象に、妊娠・出産・子育てに関する情報提供や、相談支援を行います。



## どんなところ？

子育て世代包括支援センターは、保健師と栄養士が妊娠・出産・育児に関するさまざまな悩みや相談に応じる窓口です。

## どんなことが 相談できるの？

妊娠中のからだのこと、離乳食の進め方やお子さんの成長・発達などについて、いつでも気軽に相談してください。

## どんなことを してくれるの？

相談内容に応じて、医療機関などの関係機関と連携を図り、適切な支援・サービスにつなげます。

初めての妊娠で  
心配

子どもの発達を  
確認したい

どこに相談したら  
いいの？



★場 所 総合健康福祉センターゆめりあ 保健福祉課健康推進グループ

★時 間 午前8時45分～午後5時30分 月～金曜日

※祝日、年末年始を除く



# 高齢者世帯などの 除雪費を助成



町では、避難通路確保のための除雪サービスのほかに、**除雪作業を行うことが困難な高齢者世帯などに対し**、除雪委託業者などに支払った費用の半額を助成し、経済的負担の軽減と在宅生活を支援しています。



受け付けは、役場1階保健福祉課窓口で行います（ゆめりあでは受け付けていません）。

## ●対象者

町内に住所を有し、現にその住所に居住している方のうち世帯員全員が町民税非課税または住民税均等割のみ課税世帯で、次の要件のいずれかに該当する方です。

- ・70歳以上の高齢者
- ・身体障がい程度等級1級、2級など

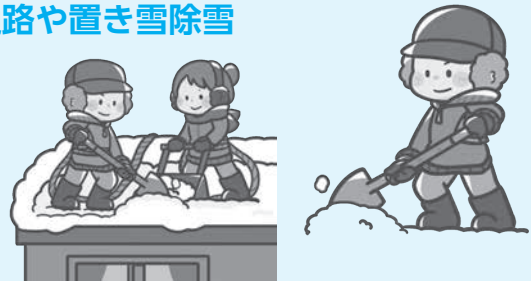


- いずれも、18歳以上70歳未満の方がいる世帯（2世帯住宅含む）は対象外です。
- 年齢などの基準日は令和3年11月15日(月)です。

## ●助成額、助成対象となる除雪作業

- ・助成額 業者に支払った額の1/2（千円未満は切り捨て、限度額は5万円）
- ・対象作業
  - ①玄関前から道路までの生活通路や置き雪除雪
  - ②屋根の雪下ろしや窓の除雪

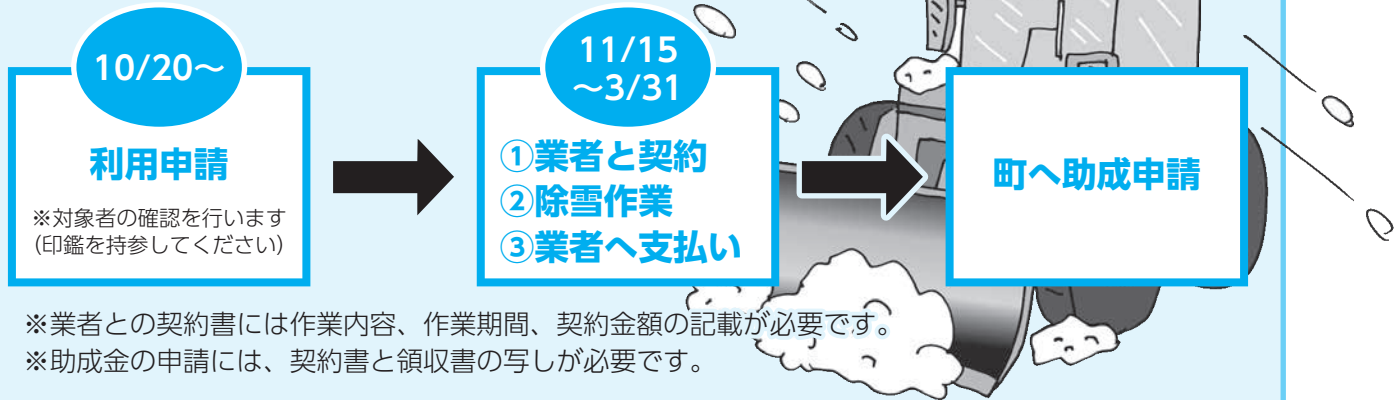
※助成金の申請は、対象期間中に1回のみ可能です。



## ●対象期間

令和3年11月15日（月）～令和4年3月31日（木）の除雪作業分が対象です。

## ●申請の手続き



※業者との契約書には作業内容、作業期間、契約金額の記載が必要です。  
 ※助成金の申請には、契約書と領収書の写しが必要です。